建設工事登録業者の皆様へ

佐世保市財務部 契約課

特例監理技術者の取扱いについて(お知らせ)

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」 という。)及び監理技術者を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の配置については、 下記のとおり取り扱うこととしたので、お知らせします。

1 特定監理技術者の配置要件について

- (1) 佐世保市発注工事において、次の①~④に該当する工事でないこと
- ① 設計金額が2億円以上の工事。(災害対応等、発注者が必要と判断する場合はこの限りでない)
- ② 兼務する期間において、兼務する工事の当初契約金額の合計が3億円以上であるとき。
- ③ 通年維持工事。(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)
- ④ 特別な理由で発注者が特例監理技術者の配置不可としたとき。

(2)配置する特例監理技術者及び監理技術者補佐について、次の①~⑧の要件を全て満たすものであること

- ① 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- ② 監理技術者補佐は、主任技術者資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の 国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
- ③ 監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④ 同一の特例監理技術者が兼務できる工事の数は、本工事を含め同時に<u>2件まで</u>とする。 ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数 の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認め られるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
- ⑤ 特例監理技術者が兼務できる工事は、10km以内の工事でなければならない。 なお、施工箇所が点在する工事の場合は、当初設計での設計額が最も大きい工区から 10km以内であること
- ⑥ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等 の職務を適正に遂行しなければならない。
- ⑦ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑧ 特例監理技術者及び監理技術者補佐が担う業務について、明らかにすること。

2 特定監理技術者を配置する場合の申請について

(1) 入札手続き中における申請(制限付き一般競争入札の事前又は事後審査の場合)

「配置予定技術者名簿」の提出と同時に【別記様式1】「特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項」を提出すること。

(2) 契約締結時における申請

「現場代理人等決定通知書」の提出と同時に【別記様式2】「特例監理技術者の配置に関する届出書」を提出すること。

3 適用日

令和6年4月1日以降に適用する。

以 上

佐世保市 財務部 契約課

電話番号 : 0956-24-1111

(内線) 3207~3208

FAX番号: 0956-24-9624